



## 扶養親族等申告書の提出はお済みですか？

老齢年金は、所得税法により雑所得として所得税がかかります。(障害年金、遺族年金には税金がかかりません)

社会保険業務センターから老齢年金の受給額が108万以上(65歳以上の方は158万以上)の方に、平成20年分扶養親族等申告書を送付しています。

扶養親族等申告書は平成20年2月の支払期の年金額から控除される税金の計算の基礎となるものです。

前年の申告内容に変更がない場合や控除対象配偶者・扶養親族がない場合でも扶養親族等申告書を提出いただく必要があります。

提出期限は平成19年12月3日(月)でしたが、万一、提出期限が過ぎてしまった場合でも、すみやかにご提出ください。提出がない場合は、扶養控除や障害者控除など各種控除が受けられず、ご提出いただいた場合と比べて多くの所得税が徴収されます。

年金ミニ講座



## 問 年金から差し引かれている税金の計算方法は？

**答** 年金から差し引かれる税金は、所得税法の規定により、支払う年金額から各種控除を行い、残りの額に5%の税率を掛けた額が所得税となります。

年金から各種の控除を受けるためには、年金を受けている方にお送りしている扶養親族等申告書に必要事項を記入して、提出期限までに出していただくことになっております。

扶養親族等申告書を出していただくと、最低でも65歳未満の方の場合は月額9万円、65歳以上の方の場合は月額13.5万円の所得控除を受けることができます。

なお、年金以外に給与等の所得があることなどから、扶養親族等申告書を提出されていないときは、年金の支給額から25%に相当する公的年金等控除額を差し引いた額の10%が所得税となりますので、確定申告により精算してください。

## 国民年金保険料の強制徴収について

社会保険事務所では、納付期限をすぎても保険料が納められない場合は、社会保険事務所職員の自宅訪問や電話や文書による納付督促を行なっています。

保険料の未納は公平性の点で問題があるだけでなく、世代間扶養を前提とした国民年金制度の運営に多大な支障をきたします。

このため、十分な所得がありながら納付督促等に応じない方に対して所定の手続きを踏まえ、強制徴収をおこなっています。

### 1 納付督促の実施

電話納付督促、文書(催告状)による督促、自宅訪問による督促及び呼出納付相談(集合徴収)等による納付案内

### 2 最終催告状の発送

滞納処分の手続き前に、自主納付を促す最後の通知

### 3 督促状の発送

督促指定期限までに保険料が納入されない場合は、社会保険事務所が差押可能財産の調査に着手します。

### 4 差押予告の発送

差押を実行する前の最終通告

### ■財産差押

未納者の財産の差押・換価を行い、未納保険料及び延滞金に充てます。

・督促指定期限までに保険料納入がない場合は、保険料納付期限に遡り年利14.6%の延滞金が加算されます。

## 12月の年金相談(社会保険事務所)

【鹿兒島南、川内、加治木、鹿屋社会保険事務所】

実施日	年金相談受付時間
3日(月)	●月曜日・火曜日 午前8時30分～午後7時
8日(土)	●土曜日 午前9時30分～午後4時
10日(月)	●その他平日 午前8時30分～午後5時15分
17日(月)	
25日(火)	

左の日程で、年金相談窓口の時間延長・休日開庁を実施します。ぜひご相談ください。



12月10日～1月9日

日 曜	行 事	時 間	会 場
12月			
10 月	育児相談	受付9:00～11:30	健康センター
11 火	乳児健診(6～7か月児)	受付13:05～13:30	〃
12 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
13 木	2歳児歯科健診・子育て講座	受付12:45～12:55	〃
17 月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	〃
19 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
20 木	子育てサロン	10:00～11:40	〃
25 火	初妊婦講座	受付9:20～11:30終了	〃
26 水	成人歯科ブラッシング相談	受付9:00～11:00	〃
1月			
7 月	母子健康手帳交付(第2子以降)	受付9:00～11:30	健康センター
9 水	1歳6～7か月児健診	受付13:05～13:30	〃



## 人のうごき

平成19年11月1日現在

男性 11,526人 (-7)

女性 13,485人 (-8)

合計 25,011人 (-15)

世帯 11,191世帯 (-7)

( )内は前月との比較

氏名	年齢	住所	氏名	年齢	住所
前田 キミ	87	岩崎町	長浜 ますと		大輔 平田町
末野 百合子	69	若葉町	花音 かのん		留美子 大塚中町
上原 シツ	96	金山町	田中 三宅		俊輔 立神本町
田畑 キン子	73	塩屋北町	菅原 崇太		拓哉 妙見町
西村 徳男	73	桜山本町	小湊 龍春	91	55
大園 キクエ	78	田布川町	谷上 永留	75	78
堂園 國俊	90	桜山東町	永留 文志	78	86
森 ツル	90	まかや町	大石 フミ	77	79
中原 末彦	90	桜山本町	中原 克己	79	59
立石 静江	93	西本町	福元 ミサ子	82	96
黒江 信男	79	桜木町	揚村 ノブ子	88	94
吉嶺 信男	97	桜山西町	河内 キミ	88	84
鮫島 厚	68	別府西町	城森 美義	94	84
			松野下 サミ	94	84
			木口屋 常守	94	84
			昭勇	94	84
			木場町	94	84
			岩戸町	94	84
			恵比須町	94	84
			宮田町	94	84
			千代田町	94	84
			緑町	94	84
			国見町	94	84
			宮前町	94	84
			東本町	94	84
			別府西町	94	84
			大塚南町	94	84
			塩屋南町	94	84

うぶごえ 健康やかな成長をお祈りいたします。  
うぶごえのおくやみ 10月16日～11月15日届出分

## 消費者トラブルの二次被害に注意!

▼訪問販売で健康食品や宝石などを購入し、クレジットの支払をしていたところ、〇〇被害対策協会というところから電話が、「あなたは悪質商法の被害者です。書面を出すと今のクレジットの支払いを止められる上に支払ったお金も返ってきます」との説明の後に、「買った商品は何ですか?値段は?」など購入内容や個人情報に関する聞き返され、また、「書類の作成は、素人では難

しいため弁護士が代行します。代金は後払いで6万2千円で。書類を送るの記入を返送してください」と言われた。こんなことが、本当にあるのでしょうか?という相談がありました。

▼過去に訪問販売等で悪質な業者と契約した人が再び被害に遭う事例があり、これを「二次被害」と呼んでいます。健康食品や宝石のほか健康機器、資格用教材、エステなどの契約者も標的になっています。

『〇〇被害対策協会の実態は不明ですが、市民団体や公的相談機関などの名称を真似た業者が過去の契約の解約や集団訴訟の提訴を勧誘し、高額なコンサルティンク料を請求する事例もあるので注意が必要です。』

▼このような勧誘は、依頼しても解約・返金される保証はありません。何らかの口実をつけて、提示した金額より多額の請求をすることや個人情報入手が目的であることも考えられます。無視することが賢明と思われる。

※掲載希望のあった方のみ掲載しています。(敬称略)